

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柴田町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

宮城県 柴田町長

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>■事務概要 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務 ①保健指導の実施及び勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及びその審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導及び勧奨 ⑦産後ケアの実施 ⑧低体重児の届出及びその審査 ⑨未熟児の訪問指導の実施 ⑩養育医療の給付 ⑪養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収 ⑫子ども家庭センター事業の実施</p> <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー ・申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル 定期予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 番号表別表70の項 ・番号法別表に基づく主務省令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、48、71、80、95、112、125、161の項、第44条第1号ソ、第50条第20号ロ、第73条第1号ロ、第82条第1号ヲ、同条第3号ヲ、第97条、第114条第1号ロ、第127条第1号ソ、第163条第1号ソ <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項、第97条、第98条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課、子ども家庭センター
②所属長の役職名	課長、センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2160
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、使用管理のされている電磁的記憶媒体のみを使用する等、これらの対策を確実に実施している。 ・特定個人情報を含む書類や電磁的記憶媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [9] 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、e-learningによる教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては期間内の受講を促し、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>■事務概要 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出及びその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収</p> <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うこと、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p>	<p>■事務概要 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出及びその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収</p> <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うこと、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。</p>	事後	
令和5年2月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー	・健康管理システム ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー ・申請管理システム	事後	
令和6年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象者人数、2.取扱者数	令和2年1月30日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>■事務概要 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出及びその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収</p> <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うこと、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。</p>	<p>■事務概要 母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>■特定個人情報ファイルを利用する事務 ①保健指導の実施及び勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及びその審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導及び勧奨 ⑦産後ケアの実施 ⑧低体重児の届出及びその審査 ⑨未熟児の訪問指導の実施 ⑩養育医療の給付 ⑪養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収 ⑫子ども家庭センター事業の実施</p> <p>番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うこと、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。</p>	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	定期予防接種台帳ファイル	母子保健事業ファイル 定期予防接種台帳ファイル	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一第49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	・番号法第9条第1項 番号表別表70の項 ・番号法別表に基づく主務省令第40条	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法 第19条第7号及び別表第二(第69の2、70の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 【情報提供】 ・番号法 第19条第7号及び別表第二(第26、56の2、69の2、87の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条	【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項、第44条第1号ソ、第50条第20号ロ、第73条第1号ロ、第82条第1号ヲ、同条第3号ヲ、第97条、第114条第1号ロ、第127条第1号ソ、第163条第1号ソ 【情報照会】 ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項、第97条、第98条	事後	

